

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項				
1	3 契約金額					3契約金額の内訳の記載順について、別紙[9]の対価の構成表に合わせた順序にしたいかがでしょうか。 ・施設整備費相当額 ・内、施設整備費 ・内、施設整備費に係る消費税及び地方消費税 ・内、割賦利息(非課税)	訂正します。[別紙2]を参照してください。
2	本件事業の遂行	1	第1章	第2条	2	事業実施の人員体制につきましては、本条記載のように取締役任用や職員雇用といった形態を条件とせず、応募者の提案によるものとしていただけないでしょうか？	本事業を円滑に運営するには、SPCによる各業務の受託企業に対するマネジメントが非常に重要であると考えています。 そのため、マネジメント業務に携わる職員については、SPCが責任を持って複数名の職員を確保していただく必要があります。 なお、第2条第2項については訂正します。[別紙2]を参照してください。
3	本件事業の遂行	1	第1章	第2条	2	「乙は、取締役として任用し、又は職員として雇用することにより、恒常的に本件事業に関与させるものとする。」との規定からしますと、乙(=SPC)は自ら人材を雇用する必要がある、との考えを病院機構様はお持ちであると推察します。一方で事業の継続性の観点からは、SPCに人材を雇用させず、契約によって、SPCから業務を受託する業者から、当該人材を業務として駐在させるという契約形態の方が、望ましいという考え方もあります。後者の考え方についての、病院機構様のお考えをご教示下さい。	
4	本件事業の遂行	1	第1章	第2条	2	本件業務の遂行にあたり職員として雇用する者の雇用形態は、代表企業等からのSPCへの出向扱いを可とするか、或いは、SPCによる直接雇用を原則とするか等についてご教示願います。	
5	本件事業の遂行	1	第1章	第2条	2	本件事業の運営が全体として円滑に行うための事業実施体制については乙において取締役の任用や職員の雇用により恒常的に関与させるという条件で限定せずには是非事業者からの提案させていただく方法も可能な仕立てに再考いただけないでしょうか。事業遂行についてももっとも効率的且つ確実な提案を評価いただきたく考えます。 他案件にて散見されるプロジェクトマネジメント業務担当者を事業に常駐させることは民間企業側の人材不足や疲弊を招きます。	
6	本件事業の遂行	1	第1章	第2条	2	取締役の任用とありますが、任用の具体的意味をご提示ください。SPCの取締役として非常勤とすることも可能でしょうか。	
7	本件事業の遂行	1	第1章	第2条	2	本件業務の遂行にあたり任用された取締役又は職員として雇用する者を恒常的に本件業務に関与させることですが、本事業を円滑に遂行することを前提として、人材の雇用の要否については事業者の提案とすることによるしいでしょうか。	
8	本件事業の遂行	1	第1章	第2条	2	本件業務の遂行にあたり任用された取締役又は職員として雇用する者を恒常的に本件業務に関与させることですが、恒常的な関与とは、本件業務への専従を意味するものか、又は専任された者による業務遂行(他の業務との兼務を可とする)を可とするか等、「恒常的関与」の主旨をご教示願います。	本件事業の運営が全体として円滑に行われることを確保する趣旨の規定です。なお、第2条第2項については訂正します。[別紙2]を参照してください。
9	本件業務の遂行	1	第1章	第2条	7	「甲が乙以外の者に別途委託する本件事業と関連する業務」とはどのような業務を想定しているのでしょうか、費用算出の必要性から乙の協力する内容も含め具体的にご提示願います。	清掃業務、医療情報システムの保守点検業務、物品管理業務、及び医療機器の保守点検業務等を考えております。本件病院の運営が円滑に進むよう、必要に応じて協議に参加していただくこと等を中心としますが、トラブル発生時においては、現場において協力を求める場合もあると想定しています。
10	本件事業の遂行	1	第1章	第2条	7	病院機構様が想定されている、「甲が乙以外の者に別途委託する本件事業と関連する業務」につき、本件病院の運営が円滑に行われるために乙に求める協力内容を、具体的にご教示願います。	
11	本件事業の遂行	1	第1章	第2条	7	病院機構様が想定されている、甲が乙以外の者に別途委託する本件事業と関連する業務に関し、本件病院の運営が円滑に行われるために乙に求める協力内容を具体的にご教授ください。	
12	契約保証金等	2	第1章	第3条	2	乙が甲に対して支払うべき金員の支払いとは事業者が行う医療関連サービスの内独立採算で行う業務の地代をさしているのでしょうか。その場合維持管理業務の事業年度の10/100の保証金を納付するのは事業者にとって非常に過大な保証金になると思われれます。本項において別の方法にて対応できるよう再考いただけないでしょうか。	第3条第2項に定める「乙が甲に対して支払うべき金員」とは、第91条第1項第2号の規定する違約金その他一切の金員を意味します。 なお、第3条第2項については訂正します。[別紙2]を参照してください。
13	契約保証金等	2	第1章	第3条	2	乙が甲に対して支払うべき「金員」とは、本事業契約案第91条1項(2)の違約金を指すものと考えて宜しいでしょうか？	

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

14	契約保証金等	2	第1章	第3条	2	「維持管理期間開始日までに、維持管理期間中の各事業年度における対価の100分の10に相当する金額を、保証金として納付するものとする。」とありますが、乙が甲に対して支払うべき金員は施設賃料、水道光熱費等と想定され、その担保としては過大ではないかと思われるので、その根拠をご教示ください。	No.12を参照してください。
15	契約保証金等	2	第1章	第3条	2	各事業年度における対価とは別紙9の1対価の構成中の維持管理費の1年分の額と考えて宜しいでしょうか？また保証金の納付に代えて履行保証保険の締結としても宜しいでしょうか？	各事業年度における対価とは、維持管理・医療関連サービス等費用相当額の186分の12となります。後段については、履行保証保険契約の締結を保証金の納付に代えることも可能です。
16	契約保証金等	2	第1章	第3条	2	「維持管理期間開始日までに、維持管理期間中の各事業年度における対価の100分の10に相当する金額を、保証金として納付するものとする。」とありますが、算定のもととなる維持管理期間中の対価は、維持管理・医療関連サービス等業務費用相当分のみであり、サービス開始当初の割賦支払分は除外されると解釈してよろしいですか。	
17	契約保証金等	2	第1章	第3条	2	契約保証金については、例えば乙が維持管理期間中の各事業年度における対価の100分の10に相当する金額を、乙の銀行口座に留保すること等を条件に、納付免除をご検討いただけないでしょうか？	契約保証金は、本契約の確実な履行を担保するための保証金であるため、原則として契約保証金として納付していただくことが望ましいと考えます。但し、当該口座が定期預金口座であり、当該口座に病院機構の質権を設定するなど、契約保証金を納付していただく場合と同様の効果が確保されるのであれば、当該方法の採用が可能となる場合もあります。
18	契約保証金等	2	第1章	第3条	2	維持管理期間中、本契約に基づき乙が支払うべき金員の支払いの担保として、保証金の納付のみが記載されておりますが、施設整備費同様の保証金に代わる措置あるいはSPCの口座に相当する金額を留保すること等の措置で代替することができないでしょうか。	
19	施設整備関連業務総則	2	第2章	第5条	1	「乙は、本件入札説明書及び本件応募者提案等に基づき定められた施設整備関連業務に係る各業務の業務区分及び費用負担区分に従い」とありますが、業務区分及び費用負担区分についてご教示ください。	事業契約書案別紙[9]を参照してください。
20	施設整備関連業務総則	3	第2章	第5条	3	各業務毎に担当企業名を記入することになっておりますが、担当企業が複数の場合は複数名記入することになるのでしょうか。例えば、調査・対策業務において、設計企業と施工企業が業務分担をする場合など。	各業務において、複数の企業が担当する場合は、担当する企業全てを記入してください。
21	施設整備関連業務総則	3	第2章	第5条	3	本項において、各業務ごとに担当企業を記入することになっておりますが、担当企業が複数となる場合は、複数の企業名を記入してよろしいでしょうか。	
22	本件土地及び本件既存病院施設の確保・引渡し	3	第2章	第6条		現在、本件対象の土地には、担保権その他事業者の権利行使を妨げるような権利の設定はされていないとの理解でよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
23	本件土地及び本件既存病院施設の使用	4	第2章	第7条	3	不可抗力事由等、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、当該収去及び明渡しに要する費用は病院機構様にてご負担いただけないでしょうか？	第7条第3項に定めるとおり、病院機構が費用を負担する場合は、「甲に帰責性がある場合」に限定され、ご指摘のような場面では、病院機構に帰責性がない限り、原則として病院機構は費用を負担しないものとします。
24	埋蔵文化財の保護等	4	第2章	第8条	2	第1項に記載されている埋蔵文化財調査の後で新たに埋蔵文化財が発見されたことに起因する乙が支出した費用についても、病院機構様にてご負担いただけないでしょうか？	大阪府が平成12年度及び平成14年度に行った埋蔵文化財に係る試掘調査の後で新たに埋蔵文化財が発見されたことに起因する損害については、病院機構が負担します。
25	近隣対応、周辺家屋影響調査・対策業務	4	第2章	第10条		本件事業の実施そのものに対する近隣反対運動等が起こった場合は、病院機構様の責任と負担においてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	事業そのものに対する反対運動・訴訟・苦情・要望については病院機構が対応しますが、その過程において事業者にも協力を求める場合もあると考えております。
26	近隣対応	4	第2章	第10条		事業そのものに対する反対運動などは、機構が対応するとの理解でよろしいでしょうか。	
27	土壌汚染調査及び地質調査	5	第2章	第11条		本条に定める土壌汚染調査及び地質調査の結果、土壌改良工事等の必要が生じた場合は、これに起因する追加費用等は病院機構様にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	お示ししている資料から判断できない場合は、合理的な範囲で病院機構が負担します。
28	土壌汚染・電波障害	5	第2章	第11条、第12条		土壌汚染や電波障害に関して、事業者側の費用負担で対応となると入札価格に影響することになっておりますが、すでに行っている調査データは全て公表していただけるのでしょうか。	追加公表する調査データはありません。
29	電波障害調査・対策業務	6	第2章	第12条	1	「建物による電波障害(地上デジタル放送にかかるものを含むが、これに限らない)」とは、携帯電話の電波障害など放送電波以外の電波障害には適用されないと考えてよろしいでしょうか。	テレビ放送についての電波障害を想定しています。

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

30	その他の調査	6	第2章	第13条		本条に定められた調査等を行った結果、何かしらの対策が必要となった場合、その費用については、乙の責めに帰すべき事由を除き、病院機構様にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	事業者が行う提案に起因するものにより対策が必要となった場合は、事業者の負担とします。その他に対策が必要となった場合は、別途協議をいたします。
31	起債等申請補助業務	7	第2章	第15条	1	大阪府による起債等に係る手続きの具体的な時期をご教示ください。また、当該手続きに向け事業者が用意しなければならない書類等の具体的な内容をお示しください。	設計図書、積算書、完成写真等の作成を想定しております。
32	調査・対策業務	7	第2章	第15条	1	大阪府による起債手続きの書類作成等の補助業務とありますが、具体的にどのような業務内容を想定しているのでしょうか。	
33	起債等申請補助業務	7	第2章	第15条	1	「大阪府による起債等に係る手続きの書類作成等の補助業務」につきまして、想定されている内容を具体的に教示願います。	
34	起債等申請補助業務	7	第2章	第15条		本項に記載されている大阪府による記載等に係る手続きの書類作成等補助業務につきまして、具体的に想定されている内容をご教示ください。	
35	起債等申請補助業務	7	第2章	第15条	1	平成18年12月28日付の質疑ご回答にて、大阪府地方独立行政法人法施行規則第4条第3号において中期目標の期間を超える債務負担は中期計画への記載が必要とされていることから、地方独立行政法人法第83条第3項に基づき、定例府議会の議決を得る予定との回答がありました。現時点の当該府議会の議決の状況についてご教示ください。	中期計画の変更(債務負担行為の設定)については、平成19年2月府議会において承認されました。
36	設計の裁量及び責任等	7	第2章	第16条	2	「乙の都合による」とはどういう意味でしょうか。また乙からの申し出による合理的な設計変更は本項の規定に適用されるのでしょうか。	「乙の都合による」とは、乙の責に帰すべき事由がある場合のほか、広く乙の利益のために設計変更等される場合を想定しています。合理的な設計変更であっても、「乙の都合による」場合には、原則として、第16条第2項が適用されます。
37	設計の裁量及び責任等	7	第2章	第16条	2	「設計変更から発生する増加費用」には、設計業務以外の業務にかかる増加費用も含まれるとの認識でしょうか。	設計変更に起因するものであれば、設計業務以外の業務に発生する増加費用も含まれます。
38	設計関連業務	7	第2章	第17条	6	『第20条に定める実施設計』とありますが、第19条と読み替えてよろしいでしょうか。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
39	設計関連業務	7	第2章	第17条		文中に「第20条」と記載されていますが、「第19条」の間違いではないでしょうか。	
40	設計変更	8	第2章	第21条	6	第22条において、設計変更による施設整備費の調整に関する協議ならびにその調整方法について記載されているのに対し、本条においては設計の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは乙が当該費用を負担するとあります。設計変更に係る費用についても、施設整備費と同様の協議や調整が必要と考えます。どのようにお考えかご教示願います。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
41	設計変更	9	第2章	第21条	6	「第1項から第3項の規定に基づき設計変更を行なう場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙が当該費用を負担するとありますが、甲の変更要求に対する発生費用を乙が負担しなければならない根拠をご教示願います。	
42	設計変更	9	第2章	第21条	6	病院機構様の要求に基づき設計変更が行われた場合の、追加的に発生する費用の負担につきましては協議とさせていただけないでしょうか？	
43	設計変更による施設整備費等の調整	9	第2章	第22条		前条による設計変更は、甲の要求による設計変更との認識でしょうか。	「前条により設計変更を行う場合」とは、甲が乙に対し設計の変更を求めた場合です。
44	報告受領・通知等に関する責任	9	第2章	第23条		「第20条第3項」とありますが「第19条第3項」の間違いではないでしょうか。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
45	工事監理業務	9	第2章	第24条	1	「乙は、(中略)一級建築士の資格を有する工事監理者を設置するものとし、」とありますが、当該資格を有する者を設置する建築設計事務所等と工事監理委託契約を結べば、本要項を充足しているとの理解でよろしいでしょうか？	建築設計事務所等と工事監理委託契約を締結し、入札説明書等で要求している工事監理者を配置していただく必要があります。

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

46	建設の裁量及び責任等	10	第2章	第25条	2		「乙の都合による条件の変更」とは、建設上の事項であり設計上の事項は含まれないとの認識でよろしいですか。	第25条第2項に定める「乙の都合による条件の変更」とは、建設業務に関する事項を指し、設計業務に関する事項の「乙の都合による」条件の変更については、第16条第2項が適用されます。
47	備品調達業務総則	12	第2章	第31条	3		「第19条第3項から第7項」とありますが該当する項がありません。間違いではないでしょうか。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
48	備品調達業務総則	12	第2章	第31条	3		備品の搬入・据付作業の調整が必要な場合で甲と協議の結果、設計条件又は設計の変更を行った場合は、19条第3項から第7項の規定を準用するとなっておりますが、19条は実施設計段階の規定であり、変更は施設整備期間中に亘るものと考えたと21条、22条の適用も必要と思われれます。	
49	備品の変更に伴う費用負担	12	第2章	第34条	2		乙がその費用を負担するとありますが、合理的な追加費用であっても乙の負担とするの意味ですか。	第34条第2項は、第32条第2項に基づき甲に承認された備品配置計画又は調達備品リストの変更を乙が行う場合に適用される規定であるため、追加的に発生する費用については原則として乙の負担となります。
50	備品の調達及び設置	13	第2章	第35条	10		想定されている、備品の所有権を移転する日は、当該備品調達費用を病院機構様が乙に対して支払われる日と同日との理解でよろしいでしょうか？	備品調達業務に係る費用は一括払いの第2回目と割賦払いにより支払う予定ですので、備品の所有権を移転する日と一致するものではありません。
51	備品の調達及び設置	14	第2章	第35条	11		「乙は、当該遅延に伴い甲に生じた相当な損害を賠償する」との箇所と、第38条1項他の「乙に生じた当該遅延と相当因果関係のある損害(ただし、逸失利益は含まない。)を賠償しなければならない」との間に「逸失利益を含まない」点において相違が見られますので、表現の統一をお願い致します。	原案どおりとします。
52	工期の変更等に伴う費用負担等	14	第2章	第38条	2		「ただし、第111条の保険契約に係る保険金が支払われる場合は、当該保険金の額を甲が負担すべき金額から控除する」とした場合、保険付保のメリットを事業者がほとんど享受できず、保険付保のインセンティブが働かなくなると考えます。よって「ただし、事業者が不可抗力等により第111条の保険契約に係る保険金を受領した場合、当該保険金の額が、増加費用につき、施設整備関連業務期間の累計で、施設整備費等の100分の1を超えるときは、当該超過額を、甲の負担すべき金額から控除する。」とし、保険付保のインセンティブが働くよう修正をお願いします。 (以下、第42条、第43条、第44条、第57条、第58条、第104条も同様にお願い致します。)	原案どおりとします。
53	工期の変更に伴う費用負担等	15	第2章	第38条	3		「施設整備費等から出来形部分に相当する施設整備費等を控除した金額につき、」とありますが、これはそれぞれの場合につき、譲渡予定日、開院予定日、施設整備関連業務終了予定日時点での出来形部分に相当する施設整備費等が控除されるとの理解でよろしいでしょうか？	お示しのとおりです。
54	第三者に生じた損害	16	第2章	第43条	2		乙が第三者に損害を賠償すべき場合において、甲が当該第三者から損害賠償請求を受けたとき、甲が乙に求償請求を行い、乙は速やかに支払うとありますが、請求された段階で内容、金額等につき事前に協議する機会を与えていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	具体的ケースによりますが、甲として、社会通念上相当と認められる対応をとります。
55	本件病院施設等の譲渡・瑕疵担保責任	18	第2章	第50条	3		「…雨水侵入」は「…雨水浸入」の誤記と思われます。修正願います。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
56	本件病院施設等の譲渡・瑕疵担保責任	18	第2章	第50条	3		設計業務ならびに工事監理業務における瑕疵担保期間は、通例では2年(重大な瑕疵については10年)ですが、本事業におきましては5年(重大な瑕疵については10年)となっております。その差違について、どのようにお考えかご教示願います。	瑕疵担保については、民法638条の規定により設定しております。 なお、第50条第2項については訂正します。[別紙2]を参照してください。
57	本件病院施設等の譲渡・瑕疵担保責任	18	第2章	第50条	3		「第1項の規定による…5年以内にこれを行わなければならない」とありますが、5年では一般瑕疵の原因遡及が困難であると考えられますので、品確法に基づいた2年として頂けないでしょうか。	
58	本件病院施設等の譲渡・瑕疵担保責任	18	第2章	第50条	3		瑕疵担保期間を明確にするために、2文目の「ただし、(中略)請求を行うことのできる期間は10年とする。」を「ただし、(中略)請求を行うことのできる期間は第1項の規定による引渡しを受けた日から10年以内とする。」としていただけないでしょうか？	現状の規定でも特に疑義は生じず、訂正の必要はないと考えます。
59	維持管理・医療関連サービス等業務	21	第3章	第52条	4		利便サービス業務を除く医療関連サービス業務の手続きについて、市場動向等を助案して甲及び乙が協議することができるとありますが、業務の手続きとは、具体的にどのような範囲を示すかご教示ください。	要求水準を満たすために行う業務処理フローをいいます。

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

60	維持管理・医療 関連サービス 等業務	21	第 3 章	第 5 2 条	10		<p>「(3) モニタリング様式」とありますが、「(5) モニタリング様式」の間違ったと思われるので、修正をお願いいたします。</p>	現時点では、一括で締結することを想定していません。
61	第三者に対する委託	22	第 3 章	第 5 3 条	4		<p>「第6章第1節」と記載されていますが「第75条」と、すべて条項での表現に統一されたいかがでしょうか。以下第70条、78条、97条、103条同様。</p>	原案どおりとします。
62	業務計画書・業務実施報告書	23	第 3 章	第 5 5 条	4		<p>「決算に必要な資料」とは具体的にどのような内容を想定されておられますでしょうか？</p>	現段階で具体的に想定しているものではありません。
63	損害・費用負担	24	第 3 章	第 5 7 条	3		<p>「(3) モニタリング様式」とありますが、「(5) モニタリング様式」の間違ったと思われるので、修正をお願いいたします。</p>	法令変更リスクについては、病院機構、事業者ともにコントロールができないリスクですので、不可抗力リスクと同様の扱いとします。
64	モニタリングの基本的な考え方	26	第 4 章	第 5 9 条	3		<p>「事業期間中に行われた乙の対価」とありますが、「事業期間中に行われた乙の業務の対価」と思われますので、修正をお願いいたします。</p>	訂正します。[別紙2]を参照してください。
65	対価の算定	28	第 5 章	第 6 7 条	1		<p>本条に定める受託企業の変更手続に関しては、あくまで通知であり、病院機構様の承諾を要するものではないとの理解でよろしいでしょうか？例えば、受託企業変更通知を変更予定日の1ヶ月前に提出したものの、第4項及び第5項に定める疑義についての回答及び説明に1ヶ月以上を要したとしても、当該変更予定日に受託企業を変更することは妨げられないとの理解でよろしいでしょうか？</p>	訂正します。[別紙2]を参照してください。
66	受託企業の変更	29	第 6 章	第 7 5 条			<p>「乙は、本件要求水準又は業務範囲の変更に伴い受託企業の変更を行う場合には、第1節に定める手続を行う必要はない。」とありますが、上記の変更に伴い受託業務の変更を行う場合には、第2節に定める手続を行う必要は依然としてあるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	第75条第1項但書に定めるように、維持管理期間開始後[2]年間は、受託企業の変更について甲の承諾が必要となります。それ以降については、甲の承諾は不要となります。但し、第4項及び第5項に定める手続が終了していない場合は、乙の届け出た受託企業に問題がある等の事情が考えられ、かかる受託企業への業務の委託に起因して、損害賠償責任(第57条及び第58条等)、解除事由(第87条第1項第5号)及び違約金支払義務(第91条)等が乙に発生する可能性がある点にご留意ください。
67	本件要求水準 又は業務範囲 の変更	33	第 6 章	第 7 7 条	1		<p>「乙は、本件要求水準又は業務範囲の変更に伴い受託企業の変更を行う場合には、第1節に定める手続を行う必要はない。」とありますが、上記の変更に伴い受託業務の変更を行う場合には、第2節に定める手続を行う必要は依然としてあるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	第2節は、乙から業務方法を変更する場合の手続を規定したものであり、一方で、第3節は、甲から本件要求水準又は業務範囲を変更する場合の手続を規定したもので業務方法の変更を当然に予定しており、第77条第1項の適用場面において第2節に定める手続を行う必要はありません。
68	本件要求水準 又は業務範囲 の変更	33	第 6 章	第 7 7 条	2	(2)	<p>において、「当該業務量又は業務内容の変更によって当該業務に係る対価の減少額が100分の10を超える場合は」とありますが、この時点では対価の減少額は確定していないと思われるので、「甲が見積もる対価の減少見込み額が100分の10を超える場合」等の記載への修正をご検討いただけないでしょうか？</p>	訂正します。[別紙2]を参照してください。
69	本件要求水準 又は業務範囲 の変更	34	第 6 章	第 7 7 条	9		<p>(1)乃至(8)に定める事項について乙による回答書の提出時点で合理的に予想できない不具合等が生じた場合、乙が回答書を提出したことを理由として、乙は当該不具合等についての何らの責任又は費用負担義務も負うものではないとの理解でよろしいでしょうか？</p>	ご質問の「不具合等」の「責任又は費用負担義務」の具体的な内容によって、乙がかかる義務を負担するかどうかが異なってくると考えられます。
70	本件要求水準 又は業務範囲 の重大な変更 による解除	36	第 6 章	第 7 8 条	9		<p>病院機構様による即時解除について、乙が異議申し立てを行っている間に、乙が当該業務を引き続き履行している場合は、異議申し立てが認められるかどうかに関わらず、その対価を支払っていたかとの理解でよろしいでしょうか？</p>	即時解除の場合に、乙が当該業務を引き続き履行することは想定していません。
71	本件要求水準 又は業務範囲 の重大な変更 による解除	36	第 6 章	第 7 8 条	13		<p>「甲は、当該業務に係る出来高に係る額を解除時の現在価値に換算した金額を支払うことによりかかる支払いに代えることができる。」とありますが、同項第1文に記載された「本件応募者提案等を基に算出した適正な利益額並びにこれに係る支払利息」については、「当該業務に係る出来高に係る額を解除時の現在価値に換算した金額」とは別途にて支払っていただけたとの理解でよろしいでしょうか？</p>	「当該業務に係る出来高に係る額を解除時の現在価値に換算した金額」について支払がなされるのは、当該解除が法令変更又は不可抗力による場合に限られます。また、この支払は、「当該業務に係る出来高に係る額及び本件応募者提案等を基に算出した適正な利益額並びにこれに係る支払利息」の支払に代えることができると規定されており、別途支払がなされるものではありません。

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

72	業務が不要になった場合の解除	36	第6章	第79条	1		甲は、法令変更、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により乙の業務の一部について当該業務が不要になったと合理的に判断した場合、解除日の6ヶ月前までに書面によりその旨を通知することにより、本契約の一部を解除することができますとありますが、本条項は施設整備関連業務は該当しないと解釈してよろしいですか。	第79条第1項は、特に施設整備関連業務を適用対象外とするものではありません。
73	事実の表明及び保証	37	第7章	第80条	1	(1)	資本金5千万円以上とあり、又、第81条2項(1)には資本金1千万円以上となっています。それぞれの資本金額の根拠をお示ください。	訂正します。[別紙2]を参照してください。後段については、[資料1]基本協定書案に対する質問回答No.11を参照してください。
74	約束	40	第7章	第81条	2	(1)	「資本金1千万円以上の株式会社」とありますが、第80条の「資本金5千万円以上」との相違について、理由をご教示ください。	
75	約束	40	第7章	第81条	2	(1)	「乙が、会社法に基づき有効に存続する資本金1千万円以上の株式会社であり～」との記載がありますが、基本協定書第4条1項では資本金5千万円以上とされています。資本金の規定についてご教示ください。	
76	約束	40	第7章	第81条	2	(5)	「独占禁止法同法」と記載されていますが「独占禁止法」の誤りとの認識よろしいでしょうか。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
77	約束	40	第7章	第81条	2	(5)	～ までの処分は、全て本契約に関する処分と考えて宜しいでしょうか？	本契約に関する処分に限られません。
78	約束	40	第7章	第81条	2	(5)	契約の相手方が当該委託契約等を締結した後に、乃至 までのいずれかに該当した場合は、本号記載の契約解除等の処置は行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか？	お示しのとおりです。
79	約束	41	第7章	第81条	2	(7)	「一切の重要な情報又は資料」とは具体的に「各業務に係る日報、週報及び月報の写し」以外でどんな情報、資料でしょうか。	本件事業の遂行に伴い発生した事故の情報や記録などを想定しています。
80	業務改善計画の作成	46	第9章	第86条		(2)(3)	「第122条」は「第121条」の誤りとの認識でよろしいでしょうか。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
81	談合その他の不正行為による契約の即時解除	47	第9章	第89条			「本契約に関し、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合」とありますが、「本契約」とは本件事業との解釈でよろしいでしょうか。	本件事業を含む、本契約に規定されている全ての事項に関して各号のいずれかの事由に該当した場合を対象としています。
82	反社会的勢力との関係による契約の即時解除	48	第9章	第90条	1	(6)(7)	当該2項の冒頭には各々「本契約に関し」の表現が入るものと考えて宜しいでしょうか？	「下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約」は、「本契約に関する」契約を想定しています。
83	違約金	48	第9章	第91条	1	(2)	各事業年度における対価とは別紙9の1対価の構成中の維持管理費の1年分の額と考えて宜しいでしょうか？	No.15を参照してください。
84	違約金	48	第9章	第91条	3		同条1項(2)については、保証金の納付に代えて履行保証保険の締結としても宜しいでしょうか？	第91条は違約金に関する規定です。維持管理期間中の契約保証金については、第3条に規定しています。
85	違約金	48	第9章	第91条	3		「甲は、前各項の、第3条に定める契約保証金等を充当することができます。」とありますが、「前各項の違約金の支払いに」に修正をお願いいたします。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
86	独占禁止法違反の場合の賠償金の予定	48	第9章	第92条			「乙らが、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは」とありますが、「本契約」とは本件事業との解釈でよろしいでしょうか。	本件事業を含む、本契約に規定されている全ての事項に関して各号のいずれかの事由に該当した場合を対象としています。
87	甲の債務不履行による解除	49	第9章	第94条		第1項	別紙2第15条第1項(2)の場合に事業を進めるうえで支障をきたすような事態は想定されないのでしょうか。	乙による本件事業の遂行に支障をきたすような事態とならないような対応をとる予定です。
88	甲の債務不履行による解除	50	第9章	第94条		1	病院機構様が、当該出来形部分を解除の後に利用しない場合の手続は、第93条第1項に定める手続と同様との理解でよろしいでしょうか？	甲が、出来形部分を契約解除後に利用する、しないにかかわらず買い受けるものとし、第94条第1項を訂正します。[別紙2]を参照してください。

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

89	甲の債務不履行による解除	50	第9章	第94条	3	甲による支払時期は、当初の定めた時期とありますが、その場合契約解除後においてもSPCを存続する必要があります。支払時期については、解除時点とすることに再考願えませんでしょうか。	現段階で支払時期を決めることが難しいため、本契約に定める対価の支払時期と同一としておりますが、同条同項後段に規定のとおり、「甲は、支払方法について乙と協議を行うことができるものとする。」としておりますので、原案のとおりとします。
90	公租公課	50	第10章	第96条		同条に「本件事業契約締結時点において病院機構及び事業者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合は、その負担及び支払方法について病院機構と事業者間で協議の上、決定する。」旨の規定の追加をお願い致します。	税制度変更リスクについては、病院機構、事業者共にコントロールが困難であるため、両者でリスクを分担するという考え方に立っています。そのため、本契約に関連して生じる公租公課については、対価に係る消費税及び地方消費税を除き、全て事業者の負担とします。
91	法令変更における契約の全部解除に伴う補償等	51	第11章	第99条	1	「本件病院施設等の譲渡に要する費用」を乙に支払う対価から控除すると思いますが、これは病院機構様にてご負担いただけないでしょうか？	原案のとおりとします。
92	施設整備関連業務終了日前の契約の全部解除に伴う本件病院施設等の出来形の買受け	51	第11章	第100条	3	同項末尾の「この場合、乙はその費用により本件土地を原状(更地)に回復した上で甲に対して引き渡す」とありますが、乙の費用負担により建築物等の撤去及び原状回復を行うことは不合理ではないかと考えますので、当該箇所の削除をお願い致します。	原案のとおりとします。
93	施設整備関連業務終了日前の契約の全部解除に伴う本件病院施設等の出来形の買受け	51	第11章	第100条	3	譲渡日より前に本契約を解除する場合で、本件土地を原状回復することが妥当と合理的に判断された場合の、原状回復費用は病院機構様にてご負担いただけないでしょうか？	
94	補償の範囲	51	第11章	第101条		本条の記載は、第11章に関する補償の範囲において適用されるものであり、その他の事象により乙が受けた損害に対する損害賠償請求を何ら妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか？	本条の規定は、法令変更における補償の範囲について規定するものであり、その他の事象により乙が受けた損害については、各事象に関連する規定に応じて判断されることとなります。
95	運営会議等	53	第13章	第107条	1	同条の運営会議と第108条の調整会議の甲側の想定出席者をそれぞれご教示ください。	どちらも、PFI事業者の各担当業務に対応する病院の各現場担当・責任者及び総括責任者(課長級)を想定しています。
96	運営会議等	53	第13章	第107条	2	経営会議に対する各種情報の提供及び提言等の乙に求められる協力について、想定されている具体的な内容をご教授ください。	患者・来院者・職員等の安全確保や満足度向上及び病院経営の効率化に向け、モニタリング等の分析結果に基づき、担当業務及び業務全般についての改善や提案を期待しております。
97	運営会議等	53	第13章	第107条	3	本件病院が設置する各種委員会の名称及び活動内容につきましてご教示ください。	現在、病院では40を越える委員会が設置されていますが、SPCが情報提供等の協力をする委員会は、幹部会(管理運営事項について総合調整を図り、院務の円滑な推進を期する)、院内売店運営委員会(院内売店が患者及び職員の福利厚生施設として円滑かつ適正に運営されるよう、検討等を行う)、医療安全管理委員会(患者の安全の確保と事故防止に万全を期する)、栄養委員会(食事療養業務の円滑な運用と適正な栄養管理を図る)、医療ガス安全管理委員会(新病院建設後に設置)などを想定しています。
98	患者の行為等による損壊の修繕費用	54	第14章	第109条		「当該物品が通常備えるべき強度を備えていない」場合の具体的な判断基準をご教示ください。また、「乙が当該物品の損壊の拡大を防止することを怠ったとき」とは、具体的にどのようなケースを想定されているのかをご教示ください。	前段については、個別の物品の中でも仕様が明確に定められるものについては、設計段階において確認された仕様の物品を適切に設置することが事業者の業務です。一方、仕様を明確に定めることが難しいものについては、利用者の特性を十分に考慮した上で物品を選定し、調達することが乙の業務となりますので、社会通念上の範囲で判断することを想定しています。 後段については、例えば、床あるいは壁材のめくれを放置していたことで、そこを端緒として患者が床あるいは壁材をはがしてしまい、被害が拡大する場合等があるので、補修等の修理を的確に実施することが乙の業務であり、そうした対応を怠ったときの責めは事業者にあると考えます。
99	保険契約	54	第14章	第111条	2	「乙が当該保険契約に係る保険料を支払うものとする」との箇所は、予め事業者が付保する予定である保険の保険料を提案費用に別途織り込んだ上で提案を提出するものと解釈して宜しいでしょうか？	事業契約書案別紙[11]に定める乙が締結すべき保険契約等については、入札価格に含めていただくことを想定しています。

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

100	保険契約	54	第14章	第111条	2		建設工事保険については、乙の構成員である当該建設業務の受託企業が、締結し、自ら保険料を支払うことが合理的だと思料いたします。乙の支払いを義務付けるのではなく、受託企業が支払いすることも可能とすればいかがでしょうか。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
101	保険契約	54	第14章	第111条	2		「乙が当該保険契約に係る保険料を支払うものとし、」とありますが、受託企業が保険契約を締結する場合は、当該受託企業が保険料を支払うという理解でよろしいでしょうか？	
102	著作権の利用等	55	第14章	第113条	3		(6)の記載は第3項に定める義務行為としては、不適当と思われますので第4項として新たな項を作成して記載したほうがいいのではないのでしょうか？	訂正します。[別紙2]を参照してください。
103	検査・監査及び調査等への協力	56	第14章	第119条			当該条項に記載されている乙の甲への「協力」は、具体的にどのような内容を想定されているのかご教示ください。	ヒアリングへの対応、参考資料の作成等を想定しています。
104	貸付物件の維持補修	別紙2		第10条			「貸付物件の維持補修の関」と記載されていますが「責」の間違いではないでしょうか。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
105	貸付物件の維持補修	別紙2		第10条	1		「維持補修の関」とありますが、「維持補修の責」の間違いだと思いますので、修正をお願いいたします。	
106	貸付物件の維持補修	別紙2		第10条	1		甲は、賃貸物件の維持補修の「関」を負わないとありますが、「責」の間違いかと思えます。修正願います。	
107	貸付物件の維持補修	別紙2		第10条	1		「甲は、賃貸物件の維持補修の関を負わない」は、維持管理の責を負わないと理解してよろしいですか。	No.104を参照してください。 本使用貸借契約は、本件土地及び本件既存病院施設の使用について締結するものであり、詳細については事業契約書案第7条を参照してください。
108	契約の解除等	別紙2		第15条	1	(2)	「甲又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。」とありますが、こちらについて具体的に想定されているケースがありましたら、ご教授ください。	具体的なケースは特に想定しておりません。なお、当該箇所を訂正します。[別紙2]を参照してください。
109	貸付物件の返還	別紙2		第16条	1		本件既存病院施設を解体撤去した場合、貸付物件を原状に回復して病院機構様に返還することは、本件既存病院施設の建て直しを意味してしまうと思われるので、「ただし、本件既存病院施設については現状有姿にて甲に返還するものとする。」等の、上記趣旨の記載のご検討をお願いいたします。	貸付物件の返還については、事業契約第7条、第93条、第94条及び第100条等に従って行うものとする趣旨で、第16条第1項を訂正します。[別紙2]を参照してください。
110	損害賠償	別紙2		第17条			損害賠償規定が本条に規定されておりますが、双務契約でありながら、甲の損害賠償規定が規定されておられません。規定についてご検討頂くともにお考えをご教示下さい。	使用貸借契約は、講学上、双務契約ではなく、片務契約とされています。また、契約上、甲の損害賠償に関する規定がおかれていなくても、民法上認められる損害賠償義務を否定するものではありませんので、現状の規定で問題はないと考えます。
111	設計図書(第21条第1項関係)	別紙3					「(第21条第1項関係)」と記載されていますが「第20条」の間違いではないでしょうか。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
112	完成図書	別紙4					3. 工事完成後の責任者届、6. 官公署・事業会社の許可書類一覧表、14. 覚書(念書)及び付属書とありますが、それぞれ具体的にどのような書類を想定されているのでしょうか？	具体的な内容につきましては、必要時に協議します。
113	完成図書	別紙4					『16. 完成図書引渡所及び図書目録』とありますが、『引渡書』の間違いだと思いますので修正をお願いいたします。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
114	前文	別紙6					契約当事者として賃貸人が院長個人様になっておりますが、「地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター」との記載間違いとの理解でよろしいでしょうか？	訂正します。[別紙2]を参照してください。
115	修繕	別紙6		第12条	1		「甲は、建物の維持保全上必要なものについてはこれを修繕するものとする。」とありますが、これにかかる費用は甲において負担されるとの理解でよろしいでしょうか？	賃貸借契約においては、第12条第1項の定める修繕にかかる費用については、甲が負担することになりますが(乙の故意又は過失の場合を除く。)、一方で、事業契約において、事業者側が維持管理について費用負担することが定められている事項については、事業契約書の規定に従って事業者側が費用を負担することになります。

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

116	契約解除による違約金	別紙6	第18条			第20条第2項とともに、本条に記載の賃貸料とは年度の賃貸料との理解でよろしいでしょうか？また当該年度にかかる賃貸料を支払い済みの場合は、賃貸料の倍額から当該支払い済みの賃貸料を控除した額を違約金として支払うとの理解でよろしいでしょうか？	前段については、お示しのとおりです。後段については、当該年度に係る支払済みの賃貸料を控除せず、賃貸料の倍額を違約金として支払っていただきます。	
117	損害賠償	別紙6	第21条			損害賠償規定が本条に規定されておりますが、双務契約でありながら、甲の損害賠償規定が規定されておられません。規定についてご検討頂くとともにお考えをご教示下さい。	契約上、甲の損害賠償に関する規定がなくとも、民法上認められる損害賠償義務を否定するものではありませんので、原案のとおりとします。	
118	管轄裁判所	別紙6	第22条			「大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。」とありますが、「大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。」という記載の方が適当かと思われますので、修正をお願いいたします。	訂正します。[別紙2]を参照してください。	
119	モニタリング及び対価の減額等	別紙8		3	(3)	イ	2行目「当該業務」の区分は、「1 モニタリングの対象のイ 維持管理・医療関連サービス等実施段階、中の(ア)から(シ)までの業務毎に行われるものと解釈して宜しいでしょうか？また、(ア)から(ウ)の各業務については、各々「保守・点検」業務と「修繕・更新」業務を別個に区分するものと考えて宜しいでしょうか？	前段については、各業務に対するモニタリングによる対価の減額は、1(2)イ「維持管理・医療関連サービス等業務実施段階」に示す(ア)から(ウ)の業務対価ごとに行います。(シ)の利便サービス提供業務については、事業者の独立採算になることから対価は発生せず、よって減額も発生しません。 後段については、「保守・点検」業務及び「修繕・更新」業務を区分せず、一体のものとし、「保守・点検・修繕・更新業務」を対象にモニタリングによる減額を行います。 なお、減額に至った場合には、SPCによる各受託企業の統括が適正になされていないとの考えに基づき、上記に示す各業務のほか、SPCの運営経費も減額の対象にすることを検討しています。
120	対価の算定及び支払方法	別紙9		1	(2)	ア	事業期間中における割賦金利の見直し及び改定はしないとの理解でよろしいですか。	割賦利率の利率は甲が指定した基準金利と応募者が提案したスプレッドの合計であり、基準金利は、外構等引渡し・解体撤去業務の完了日に、その2銀行営業日前に掲示された基準金利に基づき見直します。
121	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	ア	施設整備相当額の支払いについて平成22年9月に支払われる本件病院施設に係る費用とはどこまでの費用を想定していますか。平成23年4月に支払い予定の建設業務費用との区別をお示し下さい。	平成[22]年[9]月末日に支払いを予定している費用は、建設業務費用のうち、本件病院施設建設に係る費用です。同じく建設業務に含まれる仮病棟等の設置に係る費用等は平成[23]年[4]月末日に支払う予定です。
122	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	ア	施設整備費相当額の一括払いの項目として、「e. 備品調達業務費用のうち、甲が示した備品調達リストに指定する備品整備に係る費用」とありますが、備品調達業務の中で一括払いから除外される業務があれば具体的に教示ください。	甲が示した調達備品リストに指定する備品の購入に係る費用のみが一括払いの対象となる予定です。 一括払いの対象とはならない調達備品については、[別紙5]を参照してください。
123	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	ア	「(ア)建設業務費用のうち本件病院施設建設に係る費用」とありますが、本件病院施設建設に係る費用の詳細をご教示ください。	(ア)の建設業務費用には、主に本件病院施設建設に係る建築工事費用、杭工事費用、設備工事費用等が含まれます。
124	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	ア	一括払いに関する費用は大阪府からの借入金によって賄われるとされており、大阪府はその原資を地方債の発行によって調達するとされています。この地方債の予算案の申請にあたっては、契約金額の合計だけでなく、甲が契約書により負担する可能性のある費用の見込み(いわゆるコンテンツンジェンシー)も含めて申請されると理解してよろしいでしょうか。	地方債発行の対象となるのは、一括払いに関する費用のみの予定です。
125	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	ア	施設整備関連業務において病院機構様が負担すべき金額が増加した結果、一括払いの金額が増加して、当初予定した借入金およびその原資である大阪府発行の地方債の金額を上回ることとなった場合の措置についてはどのようにお考えでしょうか。	現段階でそういった事態は想定していません。
126	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	ア	仮設霊安棟、仮設デイケア棟、仮設売店棟は一括払いと解釈してよろしいでしょうか。	仮設霊安棟、仮設デイケア棟、仮設売店棟は一括払いの対象となります。
127	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	ア	一括払い費用は、b.設計業務費用、c.工事監理業務費用、f.解体撤去業務費用のBゾーン、Cゾーンに係るものが除外されていますが、AゾーンとBゾーン双方に掛かる管理棟、防火水槽、第5病棟、第6病棟の解体に係る費用はどちらのゾーンに計上すればよろしいでしょうか。	Aゾーンに計上します。
128	別紙[9]対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	ア	2(1)アの「一括払い」の病院機構様のお支払の原資は何になるのでしょうか、合わせてイの「割賦払い」のお支払原資は何になるのでしょうか。ご教示下さい。	一括払いの財源として、大阪府からの長期借入金を充当する予定です。 割賦払いの財源は、病院機構の医業収益等、病院機構の収入を充当する予定です。
129	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	イ	引越し業務費のうち廃棄物処理手続きに関する費用は第一回の支払い割賦元本全額含めるとありますがその場合は初回支払い分だけ元本が多くなり5年間の元利均等にはならなくなると思われず。	移転引越し業務費用のうち廃棄物処理手続き業務に係る費用については、第1回目の支払いの割賦元本に全額を含め、かつ元利均等払いとなるようご提案ください。

【資料2】事業契約書案に対する質問回答

130	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	イ	引越し業務費用は一括払い又は割賦払いのどちらに含めるのでしょうか。一括払いの場合は平成23年4月の支払いとの理解でよろしいですか。	移転引越業務費用は割賦払いにてお支払いします。
131	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(1)	ア	「a 建設業務費用のうち本件病院施設建設に係る費用」に、開院に伴い必要となる外構等の部分も含むものと解釈して宜しいでしょうか？	本件病院施設建設に係る費用のみを想定しています。外構等の部分については、平成[23]年[4]月末日支払対象費用のdに含みます。
132	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(2)	ア	2(2)アの「維持管理・医療関連サービス等費用相当額」の病院機構様のお支払の原資は何になるのでしょうか。ご教示下さい。	病院機構の医業収益等、病院機構の収入から支払うものです。
133	対価の算定及び支払方法	別紙9		2	(2)	ア	「著しい患者数の増減」とは具体的にどの程度の人数を想定しておられますでしょうか？	著しい患者数の増減とは、月ごとの提供給食数が26,000食を大幅に下回る、或いは36,000食を大幅に上回るにより、食事提供業務の実施に支障をきたす程度と考えています。
134	出資者による契約書の様式(第81条第2項第20号及び同条第5項関係)	別紙10					「(第81条第2項第20号)」と記載されていますが「第19号」の間違いではないでしょうか。	訂正します。[別紙2]を参照してください。
135	別表二 事業スケジュール	別表二					以下の事象について年月日が記載されていますが、該当年月日の変更はないとの理解でしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件SPCから病院機構に対する本件病院施設の譲渡(開院準備支援業務及び)維持管理業務の開始</li> <li>・本件病院施設における本件病院の開院医療関連サービス業務及びその他業務(売店運営業務を除く。)の開始</li> <li>・本件事業の終了</li> </ul>	該当年月日については、契約締結時点で確定するものと考えております。 なお、本件事業の実施にかかるスケジュールについては、入札公告時に再度お示しする予定です。